

深谷商工会議所 永年勤続優良従業員表彰規程

(目的)

第1条 本商工会議所会員事業所の従業員を永年勤続優良従業員として表彰することにより、従業員の意欲を高揚し、労使関係の円滑化を図り、もって商工業の振興を促進する。

(対象)

第2条 本商工会議所会員事業所の従業員であって、別表に定める永年勤続優良従業員表彰区分に該当するものであること。

(推薦)

第3条 披表彰者の推薦は、事業主が行う。

(負担金)

第4条 被表彰者を推薦した事業主は別表に定める負担金を納付するものとする。

(表彰者)

第5条

1. 勤続30年以上の者は、深谷市長、日本商工会議所会頭、当所会頭の連名で表彰する。
2. 勤続20年以上30年未満の者は、深谷市長、当所会頭の連名で表彰する。
3. 勤続10年以上20年未満の者は、当所会頭名で表彰する。

(別表)

永年勤続優良従業員表彰区分・負担金

区 分	勤 務 年 数	負 担 金
1	30年以上	2,160円
2	20年以上30年未満	
3	10年以上20年未満	

- (附則)
1. この規程は、平成3年11月25日より施行する。
 2. この規程は、平成8年12月16日より一部を改正し施行する。
 3. この規程は、平成17年4月1日より一部を改正し施行する。
 4. この規程は、平成24年4月1日より一部を改正し施行する。
 5. この規程は、平成26年4月1日より一部を改正し施行する。